

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
29	軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲	国土交通省	1～4
21	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化	国土交通省	5～7
19	所有者不明空家に対する財産管理人選任申立権の地方公共団体への付与	国土交通省	8～10
35	生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し	厚生労働省	11
36	公営住宅の明け渡し請求後に生じる損害賠償金の徴収・収納事務を私人へ委託可能とする見直し	国土交通省	12～13
39	審査請求を全部認容する場合における地方地自法に基づく議会への諮問手続の廃止	内閣府	14
25	森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大	農林水産省 (林野庁)	15～18
		総務省	19～20

現行制度

軌道法及びその下位法令において、運輸開始の認可、道路の維持及び修繕の指示、一部の工事方法書変更認可等については、都道府県知事が行うこととされ、これらの認可等が行われたときは、道路法に基づく許可が行われたものとみなされている。

また、工事施行認可や工事着手、竣工期限の伸長の決定など一部の国の事務に係る申請については、都道府県知事を経由して行うこととされている。

、政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、一つの政令市内で完結する軌道についても、都道府県知事において許認可等の事務を行うこととされている。

そのため、道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていない。

提案の内容

(提案団体:九州地方知事会)

○軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や
経路事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権
限を移譲すること。

政令市の主な懸念

○9月11日に、各政令市に対し、内閣府及び国土交通省から説明を行い、それを踏まえて政令市から業務量や業務内容に関して、以下の懸念が示された。

- ・ 具体的な事務の詳細が把握できない段階では判断が難しく、都道府県へのアンケート調査を行った上再度説明を求める。(アンケート調査は完了し、現在、各政令市へ情報提供の上意向確認を実施中)
- ・ 権限移譲により生じる事務の処理基準やマニュアル等が不明なため判断が難しく、他都市の意見・状況も踏まえて判断したい。
- ・ 道路管理者の意見等の確認が必要でない業務(※)については、専門的な知見を持ち合わせていない。

(※) 車両や電気関係等の業務

等

提案に対する国土交通省の考え方

○政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担の在り方について、政令市の意向を確認しながら検討してまいりたい。

○なお、政令市の区域外にも軌道が存在する場合は、政令市に加えて、都道府県が引き続き許可業務を行うこととなるため、この点なども含めて検討が必要と考えられる。

現行制度

- 鉄道線路を道路に敷設することは原則禁止であるが、やむを得ず敷設する場合は、鉄道事業法第61条ただし書に基づく、国土交通大臣の許可が必要である。
- 鉄道線路を道路に敷設する許可については、都道府県知事を経由し、国土交通大臣に許可申請することとされている。
- ω ○政令市内においては、都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、都道府県知事が当該申請に係る経由事務を行っている。

提案の内容

(提案団体:九州地方知事会)

- 鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。

政令市の主な懸念

○9月11日に、各政令市に対し内閣府及び国土交通省から説明を行ったところ、政令市から業務の量及び内容に関して、以下の懸念が示された。

- ・ 具体的な事務の詳細が把握できない段階では判断が難しく、都道府県へのアンケート調査を行った上での再度の説明を求める（アンケート調査は完了し、現在、各政令市へ情報提供の上意向確認を実施中）。

提案に対する国土交通省の考え方

○政令市においては、新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担の在り方について、政令市の意向を確認しながら引き続き検討してまいりたい。

○なお、事務・権限の移譲範囲については、申請区間が政令市外にわたる場合について、様々なケースが考えられるため、この点なども含めて検討してまいりたい。

空き家を代執行等により除却した際に残される 動産の取扱いに係るご提案について

5

国土交通省住宅局
住宅総合整備課
令和元年10月

重点番号21:特定空家等に対する代執行時
の動産の取扱いの明確化(国土交通省)

○ 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- ・代執行時の動産の取扱いについて実態を調査(過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から代執行を躊躇している実態についても適切に調査)

➡ 全国の市区町村を対象に、以下の調査を実施。(回答市区町村数 1,675)

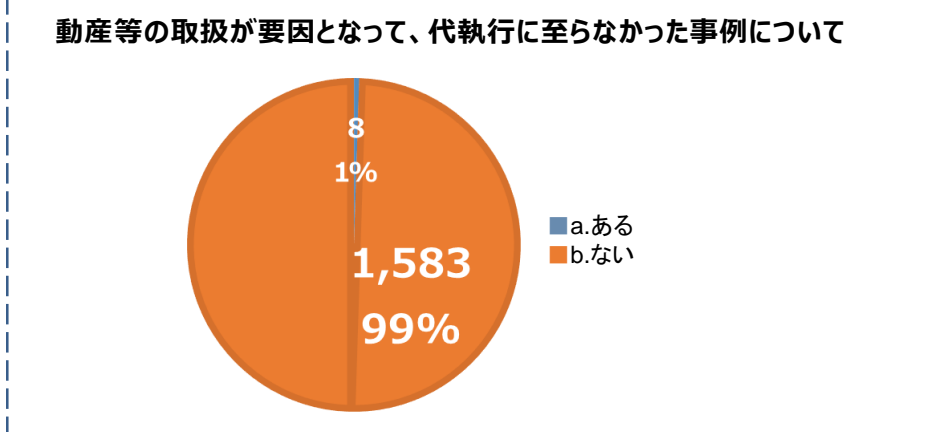
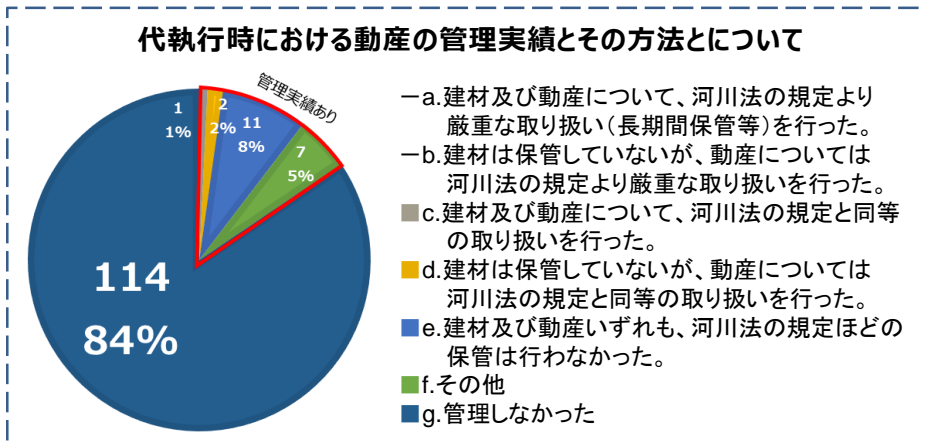
- ①代執行等を行った実績のある市区町村: 動産や(空家法の対象である)建築物の建材の管理実績
代執行等後の所有者からの訴訟提起の有無
- ②代執行等を行った実績のない市区町村: 動産等の取扱いが要因となって代執行に至らなかった事例の有無

1. ①(代執行等実績のある市区町村)の結果

- 135市区町村から、代執行等の実績あり、との回答があった。
- 提案団体の求める河川法の規定をベースにそれ以上を「過度に慎重にならざるを得ない実態」と仮定すると、河川法の規定以上の管理を行ったとする市区町村はいなかった。
- 他方、「管理しなかった」とする市区町村は114であった。
- 代執行等の後に、所有者から訴訟を提起された市区町村はなかった。

2. ②(代執行等実績のない市区町村)の結果

- 動産等の取扱いが要因となって、代執行に至らなかった事例はあるか、との問に対し、「ない」との回答が1,583であった。他方そうした事例は、8事例、そのうち動産の取扱いが主たる要因だったとするのは4事例であった。



3. 調査結果についての考察

○空家法の対象について(1次ヒアリングの補足)

- 空家法の対象となる「空家等」は「建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)」であって、ここにいう「建築物」は建築基準法上の建築物であるから、動産は直接的な対象となっていない。
- 他方、空き家となっている建築物の除却を行えば、通常、動産への対応が発生するが、それは付随的なものである。

○代執行等後、動産等を「管理しなかった」とする市区町村が114(84%)に上ったことについて

- 代執行等が行われる場合、空家法の対象である建築物が、
 - ・居住その他の使用がなされていないことが常態であり、かつ、
 - ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある、著しく衛生上有害となるおそれがあるといった外部不経済を発生させている状態
- ↳ であることから、中に残された動産の不要物性の推定が容易だったのではないか。

○空家法に一律の保管スキームを規定することについて

- 調査結果から、一律の保管スキームを規定することは各市区町村による合理的な判断を阻害することになるのではないか。(1次回答のとおり)
- (※「再検討の視点」に示された屋外広告物法の例も広告物等の区分により保管期間に差異を設けているとはいえ、はり紙以外は保管することを求めている。)

【調査結果を踏まえた対応(案)】

上記のとおり、空家法に一律の保管スキームを規定することは、かえって、代執行等をしづらくなる懸念があると考えるが、他方、動産の取扱いが要因となって代執行等に至らなかった市区町村もいることから、これまで行われた代執行等における対応の深掘り調査を行いつつ、ガイドラインの充実を図ることとしたい。